

議案第 9 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期介護保険事業計画期間における保険料率を定めるとともに、保険料率の算定に関する基準の特例措置を設けるため、君津市介護保険条例（平成 1 2 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「28,080円」を「29,160円」に改め、同項第2号中「41,800円」を「43,410円」に改め、同項第3号中「46,800円」を「48,600円」に改め、同項第4号中「56,160円」を「58,320円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「74,880円」を「77,760円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「81,120円」を「84,240円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「93,600円」を「97,200円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「106,080円」を「110,160円」に改め、同項第10号中「112,320円」を「116,640円」に改め、同項第11号中「118,560円」を「123,120円」に改め、同項第12号中「124,800円」を「129,600円」に改め、同項第13号中「131,040円」を「136,080円」に改め、同項第14号中「137,280円」を「142,560円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「15,600円」を「16,200円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「15,600円」を「16,200円」に、「26,200円」を「27,210円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「15,600円」を「16,200円」に、「43,680円」を「45,360円」に改める。

附則中第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律

第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の君津市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,160円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,410円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,320円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,760円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下</u> _____ 同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>84,240円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,080円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,160円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,880円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 _____ 又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額 _____ とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,120円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各</p>

号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(8) 次のいずれかに該当する者 97, 200円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(9) 次のいずれかに該当する者 110, 160円

ア～イ 省略

(10) 次のいずれかに該当する者 116, 640円

ア～イ 省略

(11) 次のいずれかに該当する者 123, 120円

ア～イ 省略

(12) 次のいずれかに該当する者 129, 600円

ア～イ 省略

(13) 次のいずれかに該当する者 136, 080円

ア～イ 省略

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 142, 560円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、16, 200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「16, 200円」とあるのは、「27, 210円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について

号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(8) 次のいずれかに該当する者 93, 600円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(9) 次のいずれかに該当する者 106, 080円

ア～イ 省略

(10) 次のいずれかに該当する者 112, 320円

ア～イ 省略

(11) 次のいずれかに該当する者 118, 560円

ア～イ 省略

(12) 次のいずれかに該当する者 124, 800円

ア～イ 省略

(13) 次のいずれかに該当する者 131, 040円

ア～イ 省略

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 137, 280円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、15, 600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「15, 600円」とあるのは、「26, 200円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について

の保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「16,200円」とあるのは、「45,360円」と読み替えるものとする。

附 則

(令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合等の特例)

の保険料の減額賦課に係る令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15,600円」とあるのは、「43,680円」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第11条 省略

(君津市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第12条 省略

(改正法附則第3条第1項の条例で定める日)

第13条 省略

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第14条 省略

第10条 省略

(君津市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第11条 省略

(改正法附則第3条第1項の条例で定める日)

第12条 省略

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第13条 省略